

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）
(電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 106 条の規定に基づき総務大臣が指定した基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

令和 7 年 10 月 20 日

3 申請の概要

(1) 全体概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種負担金について次の認可を受けようとするもの

- ① 法第 110 条の 4 第 1 項の規定に基づく第二種適格電気通信事業者に交付する第二種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条の 5 第 2 項において準用する法第 110 条第 2 項の規定に基づく高速度データ伝送役務提供事業者※から徴収する第二種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 法第 7 条第 2 号に規定する高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 40 条の 7 の 2 に掲げるものを除く。）を提供する電気通信事業者であって、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 27 条第 1 項に規定する方法により算定した前事業年度の電気通信事業の収益が 10 億円を超える者（令和 7 年 9 月末現在 98 社）

(2) 認可申請のあった第二種交付金の額及び交付方法の概要

① 第二種交付金の額の概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定に基づき算定し、認可を申請した第二種交付金の額は、148,582,129円（NTT東日本株式会社：143,487,142円、NTT西日本株式会社：5,094,987円、ZTV株式会社：0円）であり、その算定の過程は次のとおり。

ア 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収支状況は次表のとおりであり、いずれの者においても費用の額が収益の額を上回っていない。

（単位：百万円）

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
営業収益	516,809	383,797	5,289
営業費用	359,918	309,069	3,963
営業利益	156,891	74,727	1,326

※ 表中の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。以下同じ。

イ このため、

- ・ 法107条第2号及び算定等規則第5条第2項の規定により、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象とはならず、
- ・ 算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者も同条第1項第2号イに掲げる区域に係る第二種交付金の額は零となることから、交付金の交付の対象は、同令第5条第1項第2号ロに掲げる区域のみとなるところ、支援機関が、当該区域について第二種適格電気通信事業者から届出のあった原価及び収益の額から同令第5条第1項の規定に基づき算定した第二種交付金の額は、次表のとおり。

（単位：百万円）

役務・支援区域の別		NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV	合計
FTTH	一般支援区域	0	0	0	0
	算定等規則5条1項2号イ (大幅赤字区域等)	0	0	0	0
	算定等規則5条1項2号ロ (未整備区域)	5.5	0.9	0	6.4
	算定等規則5条1項2号ロ (公設区域)	138.0	4.2	0	142.2
合計		143.5	5.1	0	148.6

ウ 法第107条第2号及び算定等規則第5条第4項の規定により、第二種交付金の額は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる赤字の額未満でなければならないとされているところ、当該事業者ごとの当該見込まれる赤字の額は次表のとおりであり、いずれも、認可申請のあった第二種交付金の額より大きな額となっている。

(単位：百万円)

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
見込み費用	21,582	13,601	486
見込み収益	12,206	6,959	400
見込み費用から見込み収益を控除した額 (見込まれる赤字の額)	9,376	6,642	86

② 第二種交付金の交付方法の概要

ア 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

イ 第二種交付金の額の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を支援機関が受領してから2週間以内に(2)①に掲げる第二種交付金の額を通知する。

ウ 第二種交付金の交付期限

イの通知の日から40日を経過した後の最初の営業日まで

エ 第二種交付金の交付の特例

(ア) 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記①の交付金の額を減額できることとするほか、算定等規則の規定によることとする。

(イ) (ア)の場合において二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

オ 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

(3) 認可申請のあった第二種負担金の額及び徴収方法の概要

① 第二種負担金の額の概要

支援機関が算定等規則第24条及び令和7年総務省告示第316号（以下「回線単価告示」という。）第2条の規定並びに総務大臣から算定等規則の規定によらないことの許可を受けた方法※に基づき算定した第二種交付金の額は、令和7年度の申請単価（1回線当たり2円）に令和8年3月末における算定対象回線数を乗じた額。

※ 別紙1別添参照

② 第二種負担金の徴収方法の概要

ア 納付手段

銀行振込（振込手数料は、高速度データ伝送役務提供事業者が負担）

イ 第二種負担金の額の通知

- (ア) 通知の時期は、支援機関が算定等規則第25条第1項の規定に基づく令和8年3月末の算定対象回線数の通知を受領してから2週間以内とする。
- (イ) 通知する事項は、各光速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額、第二種負担金の納付期限、第二種負担金を納付する口座名義・口座番号とする。

ウ 第二種負担金の納付期限

イの通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで

エ 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

オ 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく同令の規定によらないことの許可について

- 令和7年10月20日付TCA文書番号TCA支-B005により、支援機関から総務大臣に対し、次の概要のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る算定等規則第3条の規定に基づき、同令の規定によらないことの許可申請があり、総務省における審査の結果、10月24日付総基促第132号により、これを許可している。

1. 許可を申請した特別の理由の概要

令和7年8月末に第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた原価及び収益から算定等規則の規定に基づき支援機関が試算した第二種交付金の額は、合計で148,582,129円（約148.6百万円）。

この額に基づき、算定等規則の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円、毎月1回・年間12回の徴収を想定して合計約2,696百万円を徴収することとなる。

これは、上述した第二種交付金の額に第二種支援業務費の見込額を合計した額の約9倍であり、すなわち、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることを意味する。

第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担がある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当であると考えられる。

2. 許可申請のあった算定等規則の規定によらないことの概要

支援機関からは、こうした特別の理由があるので、年に1回に限り第二種負担金を徴収し第二種交付金を交付することとしたい、このために、令和7年度の第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請に当たっては、算定等規則の規定によらずに申請単価及び第二種負担金の額を算定したい、として、算定等規則第3条の規定に基づく認可の申請があったもの

以上